

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第52号を第54号とし、第51号の次に次のように加える。

(52) 政令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料	27,000円
(53) 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における道路内の建築に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料	27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。